

公立大学法人会津大学職員の給与の臨時特例に関する規程

(平成25年7月1日規程第4号)

(給料月額の特例)

第1条 この規程の施行の日から平成26年1月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、公立大学法人会津大学職員給与規程（平成18年4月1日規程第40号。以下「給与規程」という。）の第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（給与規程附則第4項から第6項までの給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	二級以下	100分の4.77
	三級から六級まで	100分の7.77
	七级以上	100分の9.77
技能労務職給料表	三級以下	100分の4.77
	四级以上	100分の7.77
教育職給料表	一級	100分の4.77
	二級及び三級	100分の7.77
	四級	100分の9.77

(給料の特別調整額の調整)

第2条 職員の給料の特別調整額は、特例期間において、給与規程第10条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき給料の特別調整額から100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 公立大学法人会津大学職員の給与の特例に関する規程（平成20年4月1日規程第1号。）は、廃止する。